

「令和 7 年度岐阜県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見

住所又は所在地	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1	
氏名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)	全岐阜県生活協同組合連合会 会長理事 根崎周一	
連絡先 (※いずれか一つ で結構です)	電話番号	058-370-6867
	F A X	058-370-6860
	電子メールアドレス	ksatou@tcoop.or.jp
ご 意 見		
<p>1.総論として</p> <p>❖該当箇所：P1:計画策定の目的等について</p> <p>意見:</p> <p>岐阜県食品安全行動基本計画のもとに策定されている様々な計画に沿い、県や市町村が県内の諸団体や企業と連携して食品安全行政が推進されています。特に、食品関連事業者への HACCP の導入や定着の支援、あわせて岐阜県 HACCP の取り組みなどコンプライアンスの徹底を目指すことで、意識や品質管理の力量が向上し、食品等の安全性の確保が進んでいることが、P16「対照表」の各種検査結果(特に農薬対策、食品添加物対策、畜水産物対策、食品表示対策、輸入食品対策等)に表われています。それが食品に対する県民の安心感の向上(安心層が不安層を上回るなど)にもつながっているものであると引き続き評価できると考えます。2003年の食品安全基本法の制定以降、日本の食品安全行政は大きく前進していると認識しており、岐阜県がその中でも高い水準の執行力をこれからも維持することを期待します。</p> <p>私たち生活協同組合は、「食の安全」を中心に、生協組合員やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し活動しています。生協組合員を含め全ての県民にとって食の安全は現在から将来にわたる重要な関心事項です。消費者は食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。新型コロナの感染法上の位置づけは令和5年5月から5類に移行しましたが、長期にわたったコロナ禍は、コロナ前から潜在していた社会的な問題を増幅させたといわれています。本計画の直接の指導対象者である、食品関連事業者(生産・製造)、特に中小・零細事業者の事業経営面での損失は大きいものがありますし、原材料やエネルギー価格の高騰が続き、人手不足の問題も深刻化しています。本計画を進める中では、監視・指導とあわせて、支援の視点を担当する県職員が持つて各計画の遂行に当たられることを要望します。</p>		

2.各論

❖該当箇所：P2 (2) 実施機関、人員について

意見：

令和 6 年度計画からの変更点がないことは、状況に即して適正に計画がたてられており、問題なく運用されていることの表われかと理解しました。

毎年意見を出しておりますように、食の安全・安心は県民のくらしの基礎です。新型コロナウイルスへの対応は収束したものの、全国各地や岐阜県でも一部発生した鳥インフルエンザや、食中毒の大量発生への対応など、県や自治体職員の負荷が高まることを危惧します。食品安全行政を担当する職員の健康管理や体制確保がすすむよう、引き続き予算や県全体の体制整備等の措置を要望します。また、食の安全を守る人材確保の取組みとして各種研修会は毎年計画通りに実施されていますが、効果測定を確実にを行い、研修制度の有効性を高める改善に継続的に取り組むことを期待します。また体制整備への対策としてシニア世代の活用など幅広い人材確保に取り組むことを期待します。

関連して、厚生労働省が所管する食品衛生行政のうち、食品衛生基準行政が令和 6 年度から消費者庁に移管されました。現在、食品安全行政の調整機能を担っている消費者庁に機能が集まることで、食品衛生についての科学的な安全の確保と消費者利益の更なる増進が期待されるといわれましたが令和 6 年度の岐阜県における状況はどうでしょうか？ 引き続き、国と岐阜県とがこれまで以上に連携度合いを高め、本計画の実効性を高めていくことを要望します。

❖該当箇所：P4～P6. 2. 監視指導 (3)と畜及び食鳥処理場に対する監視指導 3. 試験検査 (2)と畜検査及び食鳥検査

意見：

令和 6 年度計画までの、「年間 30 万羽を超える処理を行う食鳥処理場」から「認定小規模食鳥処理場を除く食鳥処理場」へ文言が変わっています。これは新たに認定制度ができたのでしょうか？あるいは単純に同じ対象者を言い換えているだけのもののでしょうか？いずれにしても新しい名称であることから巻末の用語解説での説明が必要であると思います。

❖該当箇所：P7～P8 (1)HACCP に沿った衛生管理制度の定着

意見：

2021 年の HACCP 完全施行に先駆け、2015 年に岐阜県 HACCP 導入施設認定制度が創設され 10 年目を迎えます。最長の認定事業者は昨年 3 回目の更新を経ていることになり、企業内で経験に基づくノウハウやスキルが蓄積されていると思います。食品安全行政においても、優れた実践に学ぶ視点を強め、先進的な事例を積極的に評価して県内全体で水平展開する取り組みにつなげられないでしょうか？事業者はもちろん消費者への情報開示を進めることにより食品安全分野のリスクコミュニケーションの促進と、ひいては安心感の向上につながるものと考えます。

質問：

P16「対照表」2.HACCP の取り組みの推進 (1)HACCP に沿った衛生管理の実施率の令和 5

年度実績が「－」となっています。昨年度計画では令和4年度実績として52%と記載されていました。欄外に年度※注釈がありますが、実際にはHACCPの実施状況の調査は行われているので、その状況を示していくことが必要であると考えます。

❖ 該当箇所：P10 (2)重点監視事項 ①食中毒予防に関する指導

意見：ノロウイルス、O-157、アニサキス等による食中毒が例年全国的に大量発生しており岐阜県でも心配な状況が続いています。この部分の計画は昨年度計画も全く同じ記述で変わっていませんが、現行の対策の有効性はどのように評価されているのでしょうか？発生原因を「生産」「流通」「消費(家庭)」等の段階別に明らかにして、県民の行動変容を促していくことが重要であると考えます。

❖ 該当箇所：P11 (2)重点監視事項

令和6年度計画までは、「②アレルギー表示の適正化指導」がありましたが、本計画案では削除されています。P16「対照表」では監視の実施状況が目標を達成しており、重点監視事項からの削除の主旨は理解できます。しかしながら、食物アレルギーが人命・健康に関わる重要事項であることは変わりませんので、現水準が後退しないよう、引き続き検査によるPDCAを確実に実施していくことを要望します。

❖ 該当箇所：P14 (1)「双方向のリスクコミュニケーション」

(2)「食品の安全・安心に関する教育の推進」について

意見：

岐阜県が実施している「食品の安全性に関するアンケート調査結果」によれば、食品の安心感については、「非常に安心」「どちらかといえば安心」あわせてほぼ半数の県民が「安心」だと回答しています。長年にわたる食品安全の取り組みの成果であると評価できる一方で、まだ半数近くの県民は安心感を持たれていないと積極的に受けとめていくことが重要であると考えます。前者については、行政への「丸投げ」に進展しないよう、後者については「分からないことは何か?」「不安に感じていることは何か?」を把握する取り組みを継続していくことを期待します。

オンラインの活用も含め、膨大な情報の中から消費者が自分に必要な食の安全情報を探しやすく、発見しやすい形で提供することが重要です。現代人の活字離れはますます加速化していることを認識し、目にとまりやすく、専門的な知識がなくても理解できる情報提供手段を引き続き追求することを要望します。

引き続き、消費者の声に耳を傾ける姿勢で、双方向の活発なリスクコミュニケーションが実現できるよう、県のDX対応力も駆使して食品安全行政の推進計画が実践されていくことを期待します。

❖ 該当箇所：P16 岐阜県食品安全行動基本計画(第5期)と食品衛生監視指導計画の対照表
意見：

令和5年度の実施結果が「一」となっている項目が多いことが気になります。欄外で※注釈として説明されていますが、実際には行われている取り組みの進捗状況や結果を参照できる形で開示し、成果と課題を県民とともに確かめながら計画策定を進めていくことが望ましいと考えます。

❖ その他 …本計画案の範疇ではないかもしれませんが

(1) 有機フッ素化合物(P F A S)について

1 月末には岡山県吉備中央町での住民検査の結果が公表されました。岐阜県においても一昨年
から各務原市の地下水からの検出等が報道され、県の担当者が「今後も継続してモニタリングし
ていく」とコメントされています。他の有機フッ素化合物も含め、農産物への影響や健康への影
響など、県民へのわかりやすい情報開示が今後さらに必要となると考えます。

(2) 合成着色料赤色3号について

米食品医薬品局（FDA）が、合成着色料であるタール系色素「赤色3号」の食品への使用を禁
止すると1月に発表しました。日本では禁止されていませんが、発がん性リスク等が指摘されて
きた添加物であり消費者の不安が高まることも想定されます。科学的な知見も含め、消費者が食
品の購入を判断するための情報等の提供とコミュニケーションを期待します。

(3) 鳥インフルエンザについて

近隣県や県内でも発生し今年に入っても緊張感が続いています。人への感染や健康被害につい
ては、この間の適正な情報発信により消費者も冷静に受け止める基盤が作られています。一方で、
発生した場合の鳥の殺処分にかかる費用や事業再開にかかる費用の負担、風評被害による事業者
の損失が懸念されます。それにより、安定した鶏肉や鶏卵の安定供給の停滞、生産品質や衛生管
理の低下、価格の高騰による消費生活の混乱等につながらないように、農政や食品安全行政が一体
となった対策の推進を要望します。

【提出先】

- (1) 郵送 〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
岐阜県生活衛生課食品指導係 行
- (2) FAX 058-278-2627
- (3) 電子メール c11222@pref.gifu.lg.jp